

各位

東京都港区六本木一丁目6番1号
SBI マネープラザ株式会社
代表取締役執行役員社長 太田 智彦

不動産小口信託受益権 第5号案件完売のお知らせ

SBI マネープラザ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：太田 智彦、以下「当社」といいます。）は、当社として第5号案件となる「不動産小口信託受益権（※）ムーブメント西早稲田（以下「本商品」といいます。）」について2021年1月8日をもって完売しましたことをお知らせ致します。

本商品では、東京都心部で交通の利便性もよく、早稲田大学や学習院女子大学も徒歩圏内にある学生街の地域（新宿区戸山）の共同住宅物件を受益権化致しました。お客様は首都圏の厳選した優良な不動産に1,000万円（1口500万円）から投資が可能で、賃料収入や売却代金等の不動産から生じる収益を口数に応じて配当収入として享受できます。また、建物全体の収益を分配するため、空室により賃料収入が得られないというリスクも分散でき、現物の不動産投資と比べて安定的な配当収入が期待できます。さらに、本商品は不動産の価値を均質・均等化した受益権であり、相続時に相続人は受益権を相続しますので、不動産を分割するなどの手間が省け、相続を行いやすくなることも特長です。

本商品は、安定した配当収入を得ながら相続にも備えられるということで、金融資産が豊富なシニア世代のお客様やそのご家族の方にご好評をいただき、募集金額9億5,500万円の販売を完了致しました。本商品は、当社の直営店舗ならびに地域金融機関との共同店舗を通じて販売を行った他、提携する税理士事務所・公認会計士事務所等からもご紹介いただきました多くのお客様にご購入をいただきました。当社では今後も引き続き、都心部の安定した利回りが見込める不動産小口信託受益権にかかる私募の取扱いを行う予定です。

当社は、今後も一人ひとりに最適な金融商品を提供する「日本最大の金融商品ディストリビューター」を目指し、魅力ある商品・サービスの提供を通じて、「顧客中心主義」の徹底に努めるとともに、地方創生を担う地域金融機関の活性化に寄与してまいります。

（※）不動産小口信託受益権とは、不動産を信託銀行等に信託し、その不動産から得られる利益（賃料収入や売却益など）を受け取ることのできる権利を言います。

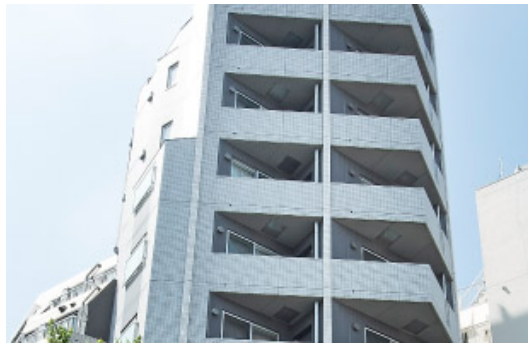
【本商品の特長】

1. 厳選した首都圏の不動産を受益権化
2. 管理運営の手間入らず、安定的な配当収入
3. 不動産の権利を均質・均等に分割所有

【対象物件について】

名称 : ムーブメント西早稲田
所在地 : 東京都新宿区戸山
物件用途 : 共同住宅

<建物外観>



SBI マネープラザ株式会社

- ・第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者

登録番号：関東財務局長（金商）第 2893 号

加入協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

- ・金融商品仲介業者

登録番号：関東財務局長（金仲）第 385 号

所属金融商品取引業者：

- ・株式会社 SBI 証券（関東財務局長(金商)第 44 号)

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- ・ウェルスナビ株式会社（関東財務局長（金商）第 2884 号）

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

- ・銀行代理業者

許可番号：関東財務局長（銀代）第 268 号

所属銀行：住信 SBI ネット銀行株式会社

取扱業務：円普通預金及び円定期預金の受入れを内容とする契約締結の媒介（勧誘及び受付）※

並びに資金の貸付けを内容とする契約締結の媒介（事業の用に供するためのものを除く）（勧誘及び受付）

※ただし、住宅ローン取引に付随するものに限ります。

- ・貸金業者

登録番号：東京都知事（2）第 31636 号

加入協会：日本貸金業協会 第 005872 号

【注意事項】

当社が取り扱う有価証券等及び保険商品は預金等ではなく、預金利息はつきません。また、元本保証はされておらず、預金保険制度の対象ではありません。

（金融商品仲介業について）

当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。当社は、いかなる名目によるかを問わず、金融商品仲介業に関して、お客様から金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。お客様が行おうとする取引について支払う金額又は手数料等は、当社の所属金融商品取引業者により異なります。

（銀行代理業について）

当社は、銀行代理業に関してお客様から直接、金銭のお預かりをすることはありません。

（保険代理店業務について）

当社は、募集代理店として保険契約締結の媒介又は代理を行います。契約の相手方は当社ではなく、保険会社となります。保険商品の内容については、必ず商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等にてご確認ください。

以上